

(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 事業実施想定区域周辺は、「生物多様性保全上重要な里地里山」, 「日本の重要湿地 500」に選定され, 「広島県自然環境保全地域」に指定されている八幡湿原や「保安林」, 「鳥獣保護区」及び「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」といった重要な自然環境のまとまりの場が存在している。また, 事業実施想定区域周辺は, 西中国山地国定公園の特別地域に指定され, 優れた自然の風景地を有しており, 多数の住居が存在する地域である。これらの地域特性を踏まえたうえで, 環境影響を回避・低減するよう事業実施区域を絞り込み, 風力発電設備及び取付道路等の構造・配置・規模(以下, 「風力発電設備の配置等」という。)を検討し, その検討経緯について方法書以降において明確にすること。
- (2) 風力発電設備の配置等の検討については, 専門家等の助言を得ながら最新の知見, 科学的見地に基づく十分かつ適切な調査, 予測及び評価の結果により行うこと。なお, 検討の過程において環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は, 抜本的な事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 事業実施想定区域周辺において, 計画中及び既存の風力発電事業が存在することにより, 騒音, 超低周波音及び渡り鳥の移動ルート等について累積的な環境影響が生じるおそれがあることから, これらについては, 方法書以降の手続きにおいて適切な手法により調査, 予測及び評価を行うこと。
- (4) 事業実施想定区域の近隣には専用水道の水源が存在することから, 事業の実施に当たっては, 地下水を含めた水環境について, 調査, 予測及び評価したうえで, 影響を回避すること。
- (5) 配慮書のインターネットでの公表においては, 印刷可能な状態としていたが, 方法書以降においても同様に, 広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう, 印刷可能な状態にすることや, 法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておく等, 利便性の向上を図ること。また, 「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)を参考に, 利用者のコンピュータ環境の違い(利用ソフトウェアの違い等)により利便性への著しい差異が生じないように配慮すること。
- (6) 方法書の作成に当たっては, 各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容, 予測及び評価の手法とその選定の考え方等の必要な情報を具体的かつ正確に記載し, 一般にもわかりやすい表現とすること。また, 今後の検討を進めるに当たっては, 早期段階で計画の全容を明らかにし, 地元自治体の条例や計画に配慮するとともに, 地域住民や地元自治体等への積極的な情報提供や説明等により相互理解を図ること。なお, 情報提供や説明等を行う際には, 風力発電施設の見え方についてシミュレーションによる合成動画を活用する等, わかりやすい内容とするよう努めること。
- (7) 本事業においては, 工事前資材等の搬出入を含め, 工事の実施に当たり環境影響が生じるおそれがある。これらの影響について, 配慮書段階では工事計画等まで決まるような計画熟度がないため対象としないこととしているが, 方法書において選定し, 環境影響評価を確実に実施すること。
- (8) 人と自然との触れ合いの活動の場について, 「事業実施想定区域には主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在せず, 消失のおそれが無い」ため, 計画段階配慮事項として選定されていないが, 事業実施想定区域内に限らず, その周辺に存在する人と自然との触れ合いの活動の場について, 風力発電設備の設置や工事前資材等の搬出入に伴う工事関係車両の通行により, 利便性・快適性に影響を及ぼすおそれがある。風力発電機の搬入ルートだけでなく, 工事関係車両の通行ルート等を明らかにしたうえで, これらの影響について, 地元自治体等の意見を踏まえたうえで, 適切な調査, 予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び低周波音

- ア 事業実施想定区域周辺には、多数の住居が存在しており、騒音及び超低周波音による環境影響が生じるおそれがある。風力発電機の配置及び機種を検討に当たっては、発電機の構造、地形、事業実施想定区域周辺が騒音苦情の少ない静穏な地域であること等を十分考慮し、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）を踏まえて、騒音及び超低周波音に係る調査、予測及び評価を適切に行い、その結果に基づき行うこと。
- イ 調査、予測及び評価に当たっては、今回計画されている風力発電機が国内最大級の大きさとなることから、風力発電機の大きさと音の大きさの相関関係をシミュレーション等により明らかにしたうえで実施すること。

(2) 風車の影

事業実施想定区域周辺には、多数の住居が存在しており、風車の影による環境影響が生じるおそれがある。風力発電機の配置及び機種を検討に当たっては、風車の影に係る調査、予測及び評価を適切な手法により行い、その結果に基づき行うこと。

(3) 動物

事業実施想定区域周辺には、「絶滅のおそれのある地域個体群」とされているツキノワグマ等、重要な種が生息しており、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地の改変により、生息環境の変化に伴う影響が生じるおそれがある。また、事業実施想定区域周辺は、クマタカ等猛禽類の生息の可能性があるほか、ハチクマの渡りの通過ルートになっており、鳥類の衝突（バードストライク）や営巣の阻害等、鳥類に対する影響が生じるおそれがある。これらの影響について、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地改変等の詳細な計画を明らかにしたうえで、有効なデータが得られるように期間を設定し、現地調査や地元専門家から意見聴取する等、適切な手法により調査、予測及び評価を行うとともに、それらの結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。

(4) 植物及び生態系

事業実施想定区域周辺は、保安林、特定植物群落及び広島県自然環境保全地域に指定されている八幡湿原等、重要な自然環境のまとまりの場が存在しているため、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地の改変により、植物及び生態系に対する影響が生じるおそれがある。これらの影響について、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地改変等の詳細な計画を明らかにしたうえで、現地調査や地元専門家等から意見聴取する等、適切な手法により調査、予測及び評価を行うとともに、それらの結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。なお、工事の実施の際における外来種の侵入防止の対策についても検討すること。

(5) 景観

- ア 事業実施想定区域周辺は、多数の主要な眺望点及び景観資源が存在しており、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等により、それらに影響を及ぼすおそれがある。全ての主要な眺望点からの眺望景観について、風車の特性（発光すること、動くこと）、地域特性（周囲に高層建築物がなく視野も広いいため視認されやすいこと）、見え方（「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ）～資料編～表 2-3（平成 12 年環境省）」や最新の知見）を踏まえ、適切な方法で調査、予測及び評価を行い、それらの結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。なお、検討に当たっては、夜間の見え方や、風車の色彩も考慮すること。
- イ 配慮書において選定している主要な眺望点以外にも、「鷹ノ巣山」、「冠山」、「二川キャンプ場」、「聖湖キャンプ場」及び「千町原」を主要な眺望点として追加し、これらの他にも、事業実施想定区域周辺に存在する主要集落、登山ルート及び天然記念物等からの景観も検討のうえで主要な眺望点として追加すること。なお、検討に当たっては利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。